

公立鳥取環境大学及び公立鳥取環境大学大学院特別聴講学生規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第83号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則（以下「学則」という。）第55条及び公立鳥取環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第33条の規定に基づき、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）及び公立鳥取環境大学大学院（以下「本大学院」という。）の特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 入学の時期は、学則第18条又は大学院学則第18条の規定にかかわらず、本学と他の大学又は短期大学との協議（本大学院においては、本大学院と他の大学院又は外国の大学院との協議。以下「大学間協議」という。）に基づく時期とする。

(出願手続)

第3条 特別聴講学生として入学を希望する者は、大学間協議に基づき所定の出願書類を所定の期日までに提出するものとする。

2 本学の科目を受講する場合は、特別聴講学生出願書（様式第1号）を所定の期日までに提出するものとする。

(入学者の選考及び入学許可)

第4条 学長は、前条の手続を行った者について、本学においては教務委員会の議、本大学院においては研究科小委員会の議を経て、入学を許可する。

(在学期間)

第5条 特別聴講学生の在学期間は、大学間協議に基づく期間とする。

(検定料、入学料及び授業料)

第6条 特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料は、公立大学法人公立鳥取環境大学の授業料及びその他の料金に関する規程第2条に定める額とする。ただし、これによりがたい場合は、大学間協議に基づき理事長が別に定める額とする。

2 特別聴講学生は、検定料、入学料及び授業料を定められた期限内に納付しなければならない。

3 検定料、入学料及び授業料を除く、その他授業に関する必要な費用等は特別聴講学生の負担とする。

(検定料、入学料及び授業料の還付)

第7条 既納の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

(単位の授与)

第8条 履修した授業科目については、試験その他の方法によりその担当教員が判定した成績に基づき、所定の単位を与える。

2 学長は、前項の規定により単位を与えた者には、単位取得証明書を交付する。

(身分の取消し)

第9条 学長は、本学の規則に違反した者又は特別聴講学生として不相当と認められる者に対して、特別聴講学生の身分を取り消すことができる。

(規程の準用)

第10条 特別聴講学生については、この規程に定めるもののほか、学則及び大学院学則その他学生に関する規程を準用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第45号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

特別聴講学生出願書

公立鳥取環境大学学長 殿

所属大学等

大学
学科

氏名

下記のとおり、貴学の授業科目を履修したいので、許可くださるようお願いします。

記

1 履修希望学部等 学部・専攻

2 履修希望期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

3 履修希望授業科目等

授 業 科 目	単位数	担当教員	曜日	時限	期別	年度

4 履修時の予定住所等

〒 - 住所

TEL () -

メールアドレス